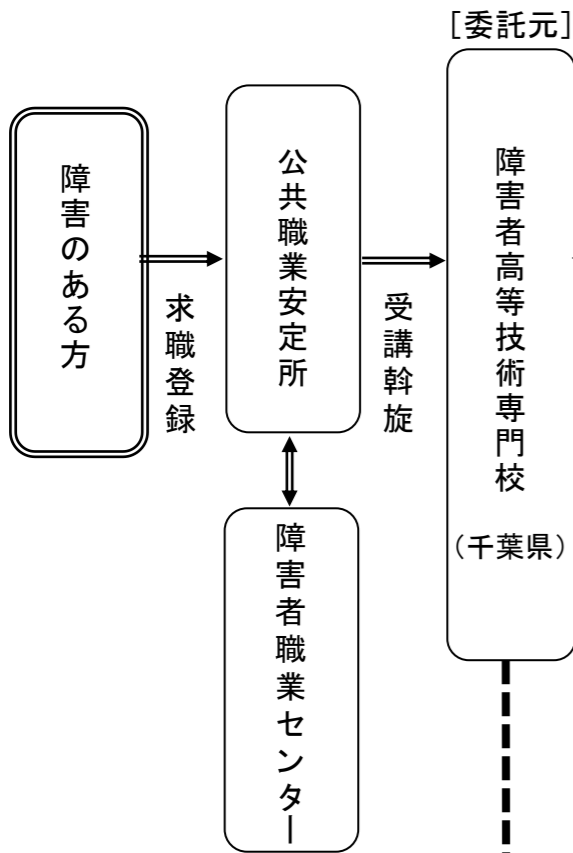


障害者委託訓練事業スキーム

- ☆PC技能習得コース
- ☆作業実務コース
- ☆デュアルシステムコース
- ☆企業実践コース
- ☆特別支援学校早期訓練コース



[委託先]

民間教育訓練機関

特定非営利活動法人

社会福祉法人
その他団体等

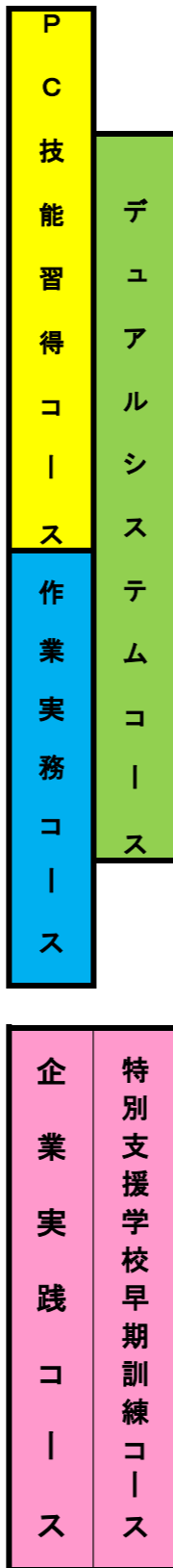
企業等

- ・特例子会社
- ・重度障害者多数雇用事業所
- ・特定非営利活動法人
- ・その他の企業団体等

* 指導担当者の配置

委託元(障害者高等技術専門校)の役割

- 千葉県障害者委託訓練事務局
障害者委託訓練に関する事務手続き等
- 職業訓練コーディネーター(障害者高等技術専門校)
職業訓練カリキュラム等のコーディネート等
- 職業訓練コーチ(障害者高等技術専門校)
障害のある方の職業訓練における支援等



[委託パターン]

<パターン1>

委託先機関における訓練(2か月~3か月)

* 委託料: 1人当たり月66,000円上限
※修了者が就職した場合は、1人当たり22,000円

<パターン2> 全体で6か月以内

職業能力付与講習4日間	委託先機関における訓練(5か月以内)	職場実習(1か月以内)
2,200円/日	66,000円/月上限	99,000円/月上限

* 金額は1人当たりの委託料
* 職場実習は委託先機関と職場実習先企業の間で再委託契約が必要
※修了者が就職した場合は、1人当たり22,000円

<パターン3>

委託先機関における訓練(1か月~3か月)

* 委託料: 1人当たり月66,000円上限
※修了者が就職した場合は、1人当たり22,000円

<パターン4>

事業所現場を活用した訓練(1か月~3か月)

* 委託料: 1人当たり月66,000円上限
中小企業においては: 1人当たり月99,000円上限

※上記金額は全て税込

